

<p style="text-align: center;">だい 4 かい よこはまし しやうがいしゃ さ べつかいしやうけんとう ぶ かいかい ぎろく 第 4 回 横浜市 障害者差別解消 検討部会会議録</p>	
<p>に ち 日 時</p>	<p>へいせい ねん がつ にち か じ わ じ わ 平成27年 3 月 24 日 (火) 10 時 00 分～12 時 06 分</p>
<p>かいさいぼ しょ 開催場所</p>	<p>し ちやうしゃ かい かんけいき かんしつ ぶしつ 市庁舎 5 階 関係機関執務室</p>
<p>しゅつ せき しゃ 出席者</p> <p>(ご じゅうおん 五十音 順)</p>	<p>いしわたいいん いのうえいいん うちまいいいん おおのいいん おおぼいいん かんざきいいん さとういいん 石渡委員、井上委員、内嶋委員、大野委員、大羽委員、神崎委員、佐藤委員、</p> <p>しみずいいん すやまいいいん なかせいいん ながたいいん ならざきいいん にしかわいいん 清水委員、須山委員、中瀬委員、永田委員、奈良崎委員、西川委員、</p> <p>はまざきいいん まえざわいいん まつしまいいん やましたいいん わ だいいん 浜崎委員、前沢委員、松島委員、山下委員、和田委員</p>
<p>けつ せき しゃ 欠席者</p>	<p>すずき しいん 鈴木委員</p>
<p>かいさいけいたい 開催形態</p>	<p>こうかい ぼうちやうしゃ にん 公開 (傍聴者 2 人)</p>
<p>ぎ だい 議 題</p>	<p>1 じれい ぼあつ けつ か 事例募集の結果について</p> <p>2 よ せせられた じれい わるい 寄せられた事例の分類について</p> <p>3 か だい せいり こんご けんとう じこう 課題の整理 (今後の検討事項) について</p>
<p>ぎ じ 議 事</p>	<p>1 かいかい 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しゅつせきじやうきやうほうこく 出席状況報告 ・ はいふ しりやうかくにん 配付資料確認 ・ ぼうちやうしゃ かん ほうこく 傍聴者に関する報告 <p>2 ぎ だい 議題</p> <p>(1) じれい ぼあつ けつ か 事例募集の結果について</p> <p>いしわたかいちやう ぎ だい じれい ぼあつ けつ か じむきよく しりやう せつめい (石渡会長) 議題 1 の「事例募集の結果」について、事務局から資料 1 の説明</p> <p>せつめい ごと いけん しつもん かた ほうげん ねが をしてもらい、説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いした</p>

い。

(事務局) (資料1について説明)

(石渡会長) それでは、ご質問等のある方はお願いしたい。

(神崎委員) 質問ではないがお伝えしたい。障害児の保護者のグループの方から聞いたが、学校から事例募集のチラシが下りて来なかったとのことであった。そのグループの方には今からでも提出した方がよいと話したが、なかなか行き渡らないということもあるのだと感じた。

それからもう一つ、パーキンソン病で全盲の方から、自分では事例を書けないので私に連絡があった。私が代わって紹介したい。町内会に入っていて会費は毎年払っているが回覧板は回って来ない。自分の所にも回してほしいと頼んだら、「あなたはどうぞ読めないでしょ」といわれた。自分としては誰かに読んでもらってでも何か参加できるものがあるれば参加したいと思っており、そのことを区役所に伝えたが、民生委員から、区役所に楯突くんじゃないと言われた。まだそのような世の中なかとも思ったが、事例として紹介しておきたい。

(石渡会長) 考えさせられる事案であった。学校の状況については事務局で把握していることはあるか。

(事務局) 全学校にチラシの配付は行ったが、コピーをして全児童生徒に配付をしてくださいとまでの依頼は行っていない。

(和田委員) 障害別内訳についてであるが、まだまだ偏見もあるのかもしれ

ないが、^{せいしんしょうがい}精神障害が49%と^{ばいせんと}大変多い。これは^{そうていがい}想定外であったのか。

(^{じむきょく}事務局) ^{まえかい}前回も^{ほうこく}ご報告させていただいたが、^{はまかれん}浜家連から^{だんたい}団体として行っ
た^{どうしゅし}同趣旨の^{あんけーと}アンケートの^{ていきょう}提供が^{けんいじょう}300件以上あったため、その^{けつか}結果、^{けんすう}件数
の^{わりあい}割合が^{おお}多くなっている。

(^{いしわたかいちょう}石渡会長) ^{じむきょく}事務局から^{せつめい}説明があった。^{だんたい}団体としての^{さべつ}差別に対する^{かんが}考え方も
^{おも}あると思われる。

(2) ^よ寄せられた^{じれい}事例の^{ぶんるい}分類について

(^{いしわたかいちょう}石渡会長) それでは、^{ぎだい}議題の2、「^よ寄せられた^{じれい}事例の^{ぶんるい}分類について」に移り
^{ほんじつ}本日の^{ぎろん}議論の^{ぽいんと}ポイントである。^{じむきょく}事務局から^{しりょう}資料2と^{しりょう}資料3の^{せつめい}説明を
してもらい、^{せつめいご}説明後に^{はな}話し合うことが①から③まで3つあるので、^{ひと}一つ
^{すす}ひとつ進めていきたい。

(^{じむきょく}事務局) (^{しりょう}資料2 ^{およ}及び ^{しりょう}資料3 ^{せつめい}について説明)

(^{いしわたいいん}石渡委員) ^{しりょう}資料2、^{しりょう}資料3について^{せつめい}説明があった。^{しりょう}資料3の^{ぶんるい}分類の^{ひょう}表につ
いては、^{まえかい}前回の^{ぎろん}議論をもとに^{しゅうせい}修正した^{てん}点などについて^{せつめい}説明があった。な
るべく^わ分かりやすいように、^{ぶんるい}分類し^{しゅうせい}しやすいようにと^{あん}修正をした^{あん}案である
と^{おも}思う。

^{ほんじつ}本日の^{かいぎ}会議が始まる^{まえ}前に、^{いのうえいん}井上委員、^{ながたいいん}永田委員、^{ならぎきいん}奈良崎委員が^{ぶんるい}分類につ
いて^{けんとう}検討していたが、その^{なか}中では、^{しりょう}資料3の^{ひょう}表の①の^{ぜったい}「絶対にしてほし
くないこと」は「×」、②の「できればしてほしくないこと」は「△」と^{かんが}考

えたそうである。×△も分かりやすいと思う。資料3では、そうした区分に加えて、差別的取扱いと適切な配慮をしなかったものに分け、更に意識して行ったものと無意識に行ったものとの分類している。

まずは資料2の話し合うことの①であるが、この資料3の分類の案について、分かりづらい点、直した方がよいと思う点についてご意見をお願いしたい。

(大羽委員) 議論の前に話しておきたいことがある。差別事例を集めて整理するという方向は間違っていないし、これから先の検討に結びつける良い方法であると思う。ただし、こうした方向づけ以外に、事例を集めた目的を考えたい。どのような差別があるのか、差別とは何なのかを一般の市民の皆さんに知っていただき、考えていただきたいと思います。横浜市で障害者差別解消法をどのように考え、実行していくのか、市民に問うことが必要ではないか。差別に対する考え方を共有することが出発点となるはずである。今日でなくてもよいが、この検討部会で話し合う必要があると思う。

それから2つ目は、資料3の分類の話であるが、合理的配慮がほしいという事例もあると思うが、この表では、絶対にしてほしくないこと、できればしてほしくないことの区分になっており、絶対にしてほしいこと、できればしてほしいことの分類がないように思う。それらも、適切な配慮をしなかったものの分類に含めていくのか。

いしわたかいちょう しみん りかい そくしん すす けんとうぶかい おお
(石渡会長) 市民の理解の促進をいかに進めていくか、この検討部会の大き
な課題である。

おおばいん きょう けんとうないよう あん さぎょう すす
(大羽委員) 今日の検討内容でなくてもよいが、案のように作業を進めてい
くと、効率的に差別をどのようになくしていくのかの検討につながって
いき、行政的なものも見えてくると思う。しかし、差別は何なのか、分類
し終わってから市民に公表するか、それとも差別事例をこんな事例があ
りますよと分類の前に市民に見てもらおうのか、いずれにしても、差別に関
する意識の共有について具体策を検討していく必要がある。

うちじまふくかいちょう わたし かんかくてき おおばいん ちが かん
(内嶋副会長) 私も感覚的には大羽委員とそれほど違わないと感じている
が、今日も既に事例の紹介があり、ある意味ショックも受けている。こ
ういうダイレクトな感想というものをストレートに伝えるということも
あると思うが、障害とか差別とか、この場にいる方は理解が高く、差別
について感覚的にも共有している部分があると思うが、市民の方々に伝
える際には、市民の方々がどのように受け止めるのか、ある程度は予測し
ておかないといけない。

しりょう ぶんるい あん わり せっきよくてき さんせい かんが
資料3の分類の案については、割と積極的に賛成と考えているが、

しょうがいしゃさべつかいしょうほう そ ぎょうせいきかん じぎょうしゃ いがい いっぱんしみん
障害者差別解消法に沿って行政機関、事業者、それ以外の一般市民
などに分けることは意識せざるを得ない。

それからもう一つ、今回特に伝えたいのは、差別を受ける側、又は合理

てきはいりよ う がわ どうじしゃ しゅたいてき いけん き
的配慮を受ける側である当事者の主体的な意見を聞いてみたいというこ

とである。当事者でない者が当事者に代わってこういった分類をすることはあると思うが、この検討部会ではそれは避けたい。せっかくこれだけの方々が集まっているので、当事者の方が日常生活において、この差別は正直きついか、なくなった方がよいがもう少しは待てるなどの意見があるはずである。しかし、それがなかなか私たちに伝わって来なかった。当事者の視点からの濃淡を何か付けられないかと考えた。そうすると、このような表になるのかと思う。当事者の目線、フィルターを通したものを市民に提供していくのも、この検討部会のあり方と思っている。そのような趣旨で事務局に提案したものである。

市民に対して、時間を経ずに事例をそのまま知らせることも効果があるかもしれないが、ここで議論したものを市民に出していった方がよいと考える。議論の中身としては、法律の定めによる仕分けもあると思うし、市が行わなければならないことについての仕分け、それから私が今回特に重点に置きたかった、当事者の視点からはどうなのかということを検証してから出すということもあると思う。

大羽委員の意見も理解するし、個人的には差別とは何か、差別を生む人の心の内に触れていきたいとも思うが、時間的な制約もあるので、このような分類の案を提案したところである。

この分類の案についてはさまざまな意見があると思うが、当事者の方の

意見、先ほどの×、△の感覚の表現は最後まで大事にしたい。

(石渡会長) 市民の方々にどのように伝えていくかという大きな課題はあるが、これからの社会をどう変えていくのかということを考えていく上で、この分類は生きてくると思う。本日はまず分類について進めていきたい。

市民にどう伝えていくのかについては、また話をする機会があると思うので、心に留めておいていただきたい。また、このような配慮があったらよいというものについては、そのような応募事例もあるので、今後話をしていくこととしたい。

(清水委員) 行政機関と事業者の仕分けについて質問しておきたい。病院については公立病院と民間病院がある。国立から独立行政法人になったものもあるが、これは行政機関とみなすのか。また、学校も公立の学校と私立の学校があるが、どちらに分類されるのか。

(事務局) 法律上の区分としては、独立行政法人は行政機関に含むとされている。例えば、横浜市においては、横浜市立大学は公立大学法人であるので行政機関のグループに分類される。一方、市民病院のある病院経営局や、交通局、水道局は事業者に分類される。学校については、公立は行政機関、私立(学校法人)は事業者に該当する。

(清水委員) 応募事例では、例えば、学校に関しては学校名又は公立・私立の記載があれば分類できるが、記載のないものがほとんどであると思わ

れる。記載があれば分類できると思うが、どうしていくのがよいのか。

(内嶋副会長) 行政機関、事業者、それ以外の区分は障害者差別解消法

の区分に従ったものである。しかし、実際の生活の場面では、生活者は

病院の公立・私立の区分はしない。学校に通学している人にとっても

公立・私立は区分しない。学校も一旦入学すると簡単に学校を変えら

れるというものではない。法律に沿った区分自体は市としては今後の取

組を考える上で堅持してもらいたいということであると思うが、一つ提

案であるが、当事者の側から見ると、その機関との関わりは選択肢がほと

んどない、実質的に選択肢がない公共的な機関に関する対応と、例えば

レストランのように選択肢のあるものとに分け、濃淡をつけてもよいの

ではないか。今思いつくのは病院や学校である。選択肢がなく逃げ場の

ないものについては濃淡をつけていくという考え方もあるのではない

か。

(石渡会長) 病院は事業者の分類になると思うが、今のご意見は公共性

のある、実質的に選択肢のないものについては、行政機関の分類になり

うるということか。清水委員の公立・私立の区分の指摘については、各

事例の分類の中で考えていかなければいけないと思う。ご意見はある

か。

(清水委員) 今後詰めないといけませんが、そうすると、他に選択肢がない場合

は必ずしなければならない、選択肢がある場合は努力義務という仕分

けになるのか。

うちまふくかいちょう ほうてき ぎょうせい きん じぎょうしゃ わ ほうてき ぎ む ど
(内嶋副会長) 法的には行政機関、事業者に分けてそれぞれ法的義務、努

りよく ぎ む
力義務ということになるが、法律の枠組をそのままこの場の議論に持ち

こ 込んでもよいのかということはあると思う。当事者の側からすると、公立

わたくしりつ じぶん せつじつ もんだい
か 私立かではなく、自分たちにとって切実かどうかの問題である。そ

してん ぎょうせい きん さ べつてきとりあつか
の視点からすると、行政機関はもちろん差別的取扱いをしてはならな

じゅん とりあつか びょういん わたくしりつがっこうとう じぎょうしゃ ぎょう
いが、それに準ずる取扱いとして、病院、私立学校等の事業者を行

せい きん ちか ぎ む か い ち ぶんるい
政機関に近い義務を課すものとして位置づけるのかどうかなど、分類の

ひょう ひょうげん かんが ひつよう
表にどのように表現していくのかを考える必要がある。

いしわたかいちょう ぶんるい し かた ぎろん ちゅうしやうてき ぎろん
(石渡副会長) 分類の仕方を議論しているが、抽象的に議論をしていても

につま おも ほんじつ しりよう こ
なかなか煮詰らないところがあると思われる。本日は、資料 4 に 27 個の

じれい けんとう なか で いけん かんが
事例があるので、その検討の中で、これまでに出了意見を考えていくこ

ほか いけん
ととしたい。他にご意見はあるか。

まつしまいいん ぜったい ぶんるい
(松島委員) 絶対にしてほしくないこと、できればしてほしくないことの種類

しょうがい しゅるい ひと こと おお
は、それぞれの障害の種類によって、また、人によって異なることも多

ぜったい
いのではないか。そうであれば、絶対にしてほしくないことと、できれ

わ すこ ぎもん かん ひと こころ
ばしてほしくないことに分けることに少し疑問を感じる。人によって心

こと たと えー ぜったい ばあい びー
は異なるので、例えば A さんは絶対にしてほしくない場合でも、B さん

おも おな しょうがい ひと かん かた
はそうでもないと思うなど、同じ障害であっても、人によって感じ方は

こと おも ぜったい
異なると思う。絶対にしてほしくないことと、できればしてほしくない

ことを分けずに一つにすることもよいのではないか。

(大羽委員) 先ほどお話しした合理的配慮の意見の関連であるが、最近、他の

障害のある人と話す機会が多いが、障害による差別は受けている側は

わかっても、している側は分からないということがよくある。例えば、車

いすの方が電車に乗るとき、最近では駅員が車両とホームの間に板を渡

して介助してくれ、降りる駅でも駅員が手配されているが、降りる駅に駅

員がいなくて降りられなかったという事例もあると聞いた。よって、車

いすで自力で移動ができるように、ホームと電車との段差をなくしてほ

しいという意見であった。これが差別に当たるのかどうかは受ける側に

しか分からない。

同じように、視覚障害の方が強く望んでいるのが、ホームドアである

と聞いている。ホームドアがないためにホームから落ちる危険がある。J

R はまだまだであるが、東横線は年内に全駅で整備されると聞いている。

お金がどのくらいかかるのかも関係するが、ホームドアは生命に関わる問

題である。

また、別の事例であるが、視覚障害の方から最近聞いたのは、神奈川

県ライトセンターが夜間運営されていない。東北の震災前は夜間も運営

されていたが、電力不足でそれ以来、夜間の運営を止めてしまった。し

かし、ライトセンターを利用する方は昼は仕事をしていて夜にスポーツ

をする。そういう場がなくなってしまった。この方は、おそらく差別を受けた、少数者だから切り捨てられたと思っている。このような合理的配慮をしてほしいという意見というのは、障害者差別に該当しないと考えられる事例に分類するのか、適切な配慮をしなかったものとして、絶対にしてほしくないこと、又はできればしてほしくないことの中に分類していくのか。

(石渡会長) 3つの事例をご紹介いただいた。差別を受けた側でないと気づけないということも強調していただいた。また、松島委員の意見も含めて、ある行為をどう受け止めるか、障害種別等によって、同じ行為でも意味するところが違うと思われる。

私見であるが、資料3の分類は、少数意見を切り捨てるわけではないが、社会がどう変わらなければいけないかという大きな方向性を見出しつつ、必要な目配りをしていくという非常に難しい役割を担っている。そのようなことを踏まえて、まずは事例を整理をしていこうというのが、この分類であると思う。

(浜崎委員) 分類の表の行政機関、事業者、それ以外という、誰がするのかの区分はよいと思う。左側の絶対にしてほしくないこと以下の区分には、障害の分類を入れてほしい。どのような人が提案、応募をし、それについてどのような問題があるのかが分かるものになるとよいと思う。

いしわたかいちょう はまざきいん しょうがい しゅべつとう ぐたいき さべつ ひじょう かんけいせい
(石渡会長) 浜崎委員からも、障害の種別等と具体的な差別は非常に関係性

が深いとの意見があった。

じつさい しりょう 4 の 27 個の事例の分類を通して表の区分のことを振り返っ

て考えることでもよいのではないかと。各委員の意見であらためて難しさ

も感じていることと思うが、分類を進める中で、検討部会としての方向性

を示していく必要がある。障害種別によって分類は異なると思うが、ど

のように分類して方向性を示していくのかを考えていかないとけない。

おおのいん まつしまいん はまざきいん はつげん かんれん いけん おも
(大野委員) 松島委員、浜崎委員の発言に関連するが、それぞれの意見を重く

受け止めているが、一方で、一定の分類というのも議論を進めていく上で

必要である。事例を分類の表に落とし込む過程で、絶対にしてほしくな

いという事例について、例えば別の障害種別の方はできればしてほしく

ないという場合は、絶対にしてほしくないことで分類するとか、方法を決

めて分類していくこともできるかと思う。

それからもう一点、資料3の分類についてであるが、やや区分が細かい

という印象を持っている。×、△、○の意見はとても重要と考えてい

るが、その先の分類は差別的取扱いと適切な配慮までとする、又は意識・

無意識のみにするとか、そのくらいの分類とした方がよいのではないかと。

いしわたかいちょう しょうがいしゅべつ ぐたいき じれい ぶんるい なか み
(石渡会長) 障害種別のところは、具体的に事例を分類する中で見ていく

こととしたい。それぞれの事例について、各委員によって受け止め方も異

なると思う。また、分類がやや細かいとの意見もあった。

(須山委員) 多くの事例を分類していくというのは大変なことであると思う

が、この表は障害の種別ごとにまとめるものと思っていた。この表の

中に更に障害の種別を入れるとなると細くなるので、まずは障害の

種別ごとに作成してみることでよいのではないか。その上で、合理的配慮

などについて、また考えていけばよいと思う。

(奈良崎委員) 会議の話がどんどん進んでいくので驚いている。合理的配慮

については、私たちはまだ勉強会等もしていないので、その意味が分か

らない。会議の前に説明は受けているが、分かりにくい言葉が入ってし

まっている。もう一つ、資料3の表の意識・無意識や○×△なども分か

りにくい。

「障害者」という言葉がよく出てくるが、最近、いろいろなところで

話をすると、障害って何？という話になる。知的障害の仲間に会うと、

自分の障害のことを知らないので、知的障害ってという話になるし、

差別解消法にも「障害」という言葉がキーワードとして出てくる。障害

の種別ごとに分類するという話も、まず障害とは何なのかを具体的に示

して伝えていかないといけないと思う。

(石渡会長) 「合理的配慮」、「障害」とは何かということを検討部会の中でも

確認していかないといけないという意見であった。

(井上委員) 行政機関に関する意見がいくつあった、事業者に関する意見が

いくつかあった、それ以外がいくつかあったと集計し、円グラフに表すと分かりやすいのではないかと思う。

(石渡会長) 具体的に事例について考えた後に、グラフにして整理するとよいのではないかという提案であった。

(西川委員) 分類の仕方がやや行政寄りであると感じる。それから、個人的な意見であるが、私は善意による差別もあるのではないかと思った。善意によってこうしていこう、それによって苦しむ側もいる。社会を変えていこうということも分かるが、社会の変えなくてもよい部分まで変えられてしまう気がする。抽象的な発言が多いので仕方がないと思うが、置き去りにされ、善意でこうしようという議論の中で傷つく部分もあるので、その点もよろしくお願いしたい。

(石渡委員) 決して差別をするつもりでなく、善意でということがご本人にとって厳しい状態に追いやられてしまっていることもある。その辺りも考えつつ進めていきたい。

分類については、いろいろとご意見をいただいた。分類をしてみようというのは、行政機関、事業者、それ以外の市民などがどのように障害者差別と向き合っていかなければならないか、障害者差別解消法のスタートを迎える中で、市民や関係者に働きかけをしていくことが検討部会が目指すべきところであると思う。そのためにまずは分類をしていこうと

というのが前回からの議論である。

奈良崎委員からは、合理的配慮や障害ということはどう捉えるのかと

いう話があった。今までの意見に関して事務局から何かあるか。

(事務局) いくつか整理しておきたい。まず、合理的配慮とは何かという点

であるが、本日配付の障害者権利条約のパンフレットの3ページの下

から4行目に「合理的配慮とは、障害者が困ることをなくしていくた

めに、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のこと」とある。ど

こまでが無理のない範囲なのかは会社などによって異なるので難しい

ところであるが、そのような説明である。

次に、大羽委員からあった「してほしい配慮」についてであるが、こ

れは適切な配慮をしなかったことの裏返しであると思われ、事務局とし

ては適切な配慮をしなかったものの分類に入れていけばよいのではない

かと考えている。

それから、冒頭にあった病院、学校のことについては、行政機関な

のか、事業者なのか分かりにくいと思うが、応募事例に具体的な名称が

ない場合、例えばであるが、市民の方の目線に沿って考えると、病院も

学校もお店や会社に近いようなものに考えられるので、事業者による

ものとして分類することを原則としてはどうか。公立の学校はもちろん

行政機関として取り扱われることになるが、事例の整理においては、

市民しみんに分かりやすいものとするわことも必要ひつようではないか。

障害者権利条約しょうがいしゃけんりじょうやくのパンフレットの3ページばんふれっとに「社会モデル」しゃかいもとあるが、障害しょうがいは障害者しょうがいしゃではなく社会しゃかいが作り出つくしているという考え方だである。もちろん社会しゃかいには障害しょうがいのある人も含むが、多くの場合おおは障害しょうがいのない人ひとが差別さべつを作り出つくしている。そうであるとすれば、市民しみんの方々かたがたに何が差別さべつであるのか、分かりやすい分類ぶんるいがよいのではないかと考えるかんが。

(石渡会長いしわたかいちょう) 合理的配慮ごうりてきはいりよについて、外務省がいむしょうの資料しりょうをもとに説明せつめいがあったが、なかなか十分じゅうぶんに理解りかいするには至いたらないかと思う。大事な言葉おもほど説明だいいが難しいが、まだ整理せいりしきれていない部分ぶぶんもあるので、また改めて整理あらたしていきたいせいり。

また、市民しみんにとって分かりやすい情報じょうほうを提供ていきょうしていくという話はなもあった。そのことも踏まえて、27個この事例じれいが具体的にどのようぐたいてきな分類ぶんるいになるのか、各委員かくいんからご意見いけんを伺うかがいたいというのが本日の重要ほんじつなテーマじゅうようであるてーま。

(和田委員わだいん) 私は昨日わたし、実際に分類じつさいを試ぶんるいしてみたが、意識いしきして行おこなったものと、無意識むいしきに行おこったものはどう違ちがうのか。意識いしきして行おこなったものとは、わざと、悪意あくいを持ってと考かんがえてよいか。無意識むいしきとは、無知むち、知らないからやっしてしまったものかんがと考かんがえてよいか。

(内嶋副会長うちじまふかいちょう) 法律ほうりつでは、差別さべつ (差別的取扱いさべつてきとりあつか) は行政機関ぎょうせいきかんも事業者じぎょうしゃも禁きん止しである。合理的配慮ごうりてきはいりよについては、事業者じぎょうしゃは努力義務どりよくぎむであるが、行政ぎょうせい

機関は行わなければいけないことになっている。よって、法律の規定からは、できればやめてほしい差別（差別的取扱い）というものはないはずである。よって、その部分の「できればしてほしくないこと」の記載は修正しないとイケない。合理的配慮の部分については、濃淡がつく可能性が十分あると思う。つまり、当事者の側が合理的配慮をしてほしいと考えるものと、少し待てるができればしてほしいと考えるものに分かれる可能性がある。そうしないと、法律上の規定と合わなくなってくる。

(大羽委員) 差別的取扱いを不利益取扱いに変えとはっきりすると思う。

「差別」は差別的取扱いと適切な配慮をしなかったことであるが、不利益取扱いにすると表現上明確になるのではないか。

(石渡会長) 差別的取扱いか不利益取扱いかは、法律の用語にも関わってくると思う。分類の表としては、内嶋副会長から、資料3の②のであればしてほしくないことは、差別的取扱いについては行政機関、事業者ともにあり得ないとの指摘があった。各委員の皆さんが事前にご自分で分類してみた際も、できればしてほしくないことに分類されるものは少なかったのではないか。②のであればしてほしくないことはカットすることでよいのではないか。

(事務局) 少し確認をさせていただくが、法律との関係で言うと、表の分類で「差別的取扱い」と「適切な配慮をしなかった」（合理的配慮をしな

かった)は、法律に沿った分類になっていると理解している。それから、
障害者差別をしてはいけないことはもちろんのことで、事務局として
は、①の絶対にしてほしくないことと、②のできればしてほしくないこ
とは共に法律上のしてはいけないこととして認識していた。その中でも
改善していく優先順位によって①、②を示したものと考えている。差別
の受け止め方、改善の優先順位を表現しておこうということであれば、
②の△に当たる部分を残す必要があり、そこまで示す必要はない、△は要
らないということであれば、②はカットするという整理になると思われ
る。

(石渡会長) ①は絶対にこれはしてはいけないと社会にアピールしていくも
のになると思う。②の△、できればしてほしくないの分類をあえて残す
とするのかどうか。

(事務局) 分類は検討部会として決めていただいてよいものである。これ
までの議論では、②の「できればしてほしくないこと」に当たる部分を
カットするのかどうか。また、分類がやや細かいという議論もあったの
で、意識・無意識の区分をカットするのかどうか、この辺りをご議論い
ただけるとよいのではないか。

(佐藤委員) 分類の中身についてであるが、分類は現状把握を明確にしてい
くものと考えている。横浜市における差別の実態について明らかにして
いくことであると思う。ということで考えると、例えば、差別をした側
と受けた側があるが、基本的には受けた側がどのような形で、どのよう

な^{きもち}気持になる^{こうい}行為^うを受けたのかを^{ぐたいてき}具体的に^{せいり}整理していくことになる。そこがはっきりすればよいと^{かんが}考^{ほうりつ}えていた。法律^{きてい}の規定^いの位置^{ちづ}付けはあまり^き気にしないで、^{おこ}起こったことが^{くりあ}クリア^{おも}になればよいと思う。

^{ぐたいてき}具体的な^{ぶんるい}分類^{いけん}については、意見^でも出^{こま}ていたが、あまり細^わかくすると^{わか}りにくくなる。本^{ほんとう}当^いにや^やってほ^いしくない、イヤ^やだというものと、できれば^{はいりよ}こうした^{ひょうげん}配慮^{ひょうげん}がよい、うれしかったという2つのことが^{ひょうげん}表^{ひょうげん}現^{ひょうげん}できれば^{おも}よいと思う。

それからもう一つ。障^{ひと}害^{しょうがい}の部^ぶ位^い別^{べつ}で大^{おお}幅^はに事^じ例^{れい}の^{かず}数^{こと}が異^{せいしんしょう}なる。精神^{せいしんしょう}障^{しょうがい}害^{がい}と知^ち的^{てき}障^{しょうがい}害^{がい}の方^{かた}からの^{おほ}応^{りょうほう}募^{ぜんたい}が極^{わり}めて多^こい。両^{りょうほう}方^{ぜんたい}で全^{ぜんたい}体^{わり}の6割^こを超^こえ^こる。集^{あつ}まり方^{かた}自^じ体^{たい}に特^{とく}徴^{ちゆう}があ^いったと言^いえるかもし^{しょうがい}れないが、障^{しょうがい}害^{がい}者^{しや}差^さ別^{べつ}が実^{じつ}際^{さい}に行^{おこな}わ^{なか}れてい^なる中^{なか}身^みと差^さ別^{べつ}に^{たい}対^{たい}する我^{われ}々^{われ}の^う受^とけ止^とめ方^{かた}にも^{かた}な^{かた}り大^{おお}きな^{かたよ}偏^{へん}りがあるのかもし^あれない。その^{あた}辺^{ぶん}りも^{なか}分^わ類^{るい}の中^{なか}で^{わか}るもの^{もの}にした方が^{ほう}よい。簡^{かん}単^{たん}に^い言^{げん}うと、現^{げん}状^{じょう}の^さ差^さ別^{べつ}の^ぶか^{ぶん}なり^{ぶん}の部^ぶ分^{ぶん}は^{せいしんしょうがい}精^{せい}神^{しん}障^{しょう}害^{がい}の方^{かた}への^さ差^さ別^{べつ}であるかもし^われないよと、^{わか}るもの^{ほう}にした方が^{ほう}よいのか^かもし^{わか}れない。その^{てん}点^{めい}を^{かく}明^{めい}確^{かく}にして^おくた^めには、^{しょうがい}障^{しょう}害^{がい}の^{しゅ}種^{べつ}別^{べつ}による^{ぶん}分^{るい}類^{るい}をした^{ほう}方が^{ほう}よい^{ほう}のでは^{ほう}ないか。

(石^い渡^し会^{わい}長^{ちやう}) △、×という^{てん}点^{てん}について^いは^いし^きき^きか。また、^い意^い識^し・^む無^む意^い識^しの^{ぶん}分^{るい}類^{るい}や、^さ差^さ別^{べつ}的^{てき}取^と扱^とい^ごと^り合^ご理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りょ}について^いは^いし^きき^きか。

(佐^さ藤^{とう}委^い員^{いん}) ×と△。○を^{ぶん}入^{るい}れると3分^い類^しで^いよ^いい^しか^きではないか。意^い識^し・^む無^む意^い識^し

の分けはカットした方がよい。

(須山委員) 資料3の①、②の両方に「止めてほしいこと」があるのは紛ら

わしいので削除した方がよい。絶対にしてほしくないこと、できればし

てほしくないことに分けることでよいのではないか。

(奈良崎委員) 一覧表に整理して示してもらおうと、話している内容が分かり

やすい。内容を入れて少し作ってみてもらおうと理解ができると思う。

(佐藤委員) 絶対にしてほしくないこと(×)、できればしてほしくないこと

(△)の2つに分類するのがよいと考える。受け止める側としては2つ

しかないだろうと思う。更に差別的取扱いと配慮がないことに分けるの

は構わない。

(松島委員) この検討部会の中では理解されると思うが、市民向けに出して

いくときに「できれば」は理解されにくい。できればということは、差別

ではないと受け取られ、やらないことも許されることになる。差別は差別

として絶対にしてほしくないに集約した方がよいのではないか。

(内嶋副会長) できればしてほしくないことのとこに、おそらく不適切な

配慮、つまり差別ではないが合理的配慮が足りないという濃淡が出てき

て、当事者の側からすると、この合理的配慮は優先的にしてほしいもの

と、もう少し待てるものに濃淡をつける。この場合は、「差別」(差別的

取扱い)と「不適切な配慮」(合理的配慮の不提供)の濃淡の大ききく3

つの区分となる。

(和田委員) ②のできればしてほしくないという差別はあるのか。×の絶対にしてほしくないのみでよいのではないか。

(石渡会長) 差別(差別的取扱い)は絶対にいけないということに集約していくということでもとまってきたように思う。

(内嶋副会長) 抽象的な話であると分かりにくい、資料4の33番の事例

は事業者による差別的取扱い。この辺りは全員がほぼ同じ認識ではな

いか。16番は行政機関による配慮がない可能性のある事例。視覚情報が

ないことについては、差別(差別的取扱い)とは異なるが、聴覚障害

で社会参加している人が多い中であって、実際に聴覚障害の方から見

て、もう少し待てる内容であるのか、早く改善してほしいものとするの

か、あえて濃淡をつけるとすればこの辺りではないか。実は、障害者差別

解消法では、配慮がないという部分は、行政機関は必ずしなさい、事

業者はがんばりなさいという定めである。お金の問題、合理性の問題な

ど議論が必要になってくるところであるので、法律もまずはこういう規

定になっている。よって、この合理的配慮については、この検討部会

でもよく話していかないといけない。

これまでの議論としては、差別(差別的取扱い)については、×か○

の2つに分類するという意見が大勢になってきているように思う。松島

委員からも、差別的取扱いは×に集めていくという意見があり、あとは

合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}について、濃淡^{のうたん}をつけるのかどうか、その議論^{ぎろん}かと思う^{おも}。

(石渡会長^{いしわたかいちょう}) 整理^{せいり}が明確^{めいかく}になってきたと思う^{おも}。また、具体的に資料^{ぐたいてき しりょう}4の事例^{じれい}

の33番^{ばん}と16番^{ばん}をもとに説明^{せつめい}もしていただき、これまでのまとめをしてい

ただいた。あとは、合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}の部分^{ぶぶん}について、「絶対に^{ぜつたい}」と「できれば^{できれば}」

に分ける^わのかどうかということである。

(大羽委員^{おおばいん}) 本日提出^{ほんじつていしゅつ}した参考資料^{さんこうしりょう}を見ていただきたい。浜家連^{はまけれん}で実施^{じっし}し

たアンケート^{あんけーと}を集計^{しゅうけい}したものであるが、1ページ目^{ぺーじめ}で分野別^{ぶんやべつ}に分類^{ぶんるい}して

いる。共通分類区分^{きょうつうぶんるいくぶん}(1)として、不利益取扱い^{ふりえきとりあつか}と合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}の欠如^{けつじょ}に

分類^{ぶんるい}。それから、共通分類区分^{きょうつうぶんるいくぶん}(2)で性質^{せいしつ}によって分類^{ぶんるい}しているが、合

計^{けい}と比べて^{くら}いただくとその両方^{りょうほう}に該当^{がいとう}するものがあることが分かる^わと

思う^{おも}。つまり、合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}の欠如^{けつじょ}によって不利益取扱い^{ふりえきとりあつか}が生^{しょう}じており、

両方^{りょうほう}に該当^{がいとう}するものがある。例えば先ほどの33番^{ばん}の事例^{じれい}では、配慮^{はいりよ}がな

いこと^{ふりえきとりあつか}で不利益取扱い^{しゅう}が生^{ごうりてきはいりよ}じているが、合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}をすることでその

不利益取扱い^{ふりえきとりあつか}がなくなる。分類^{ぶんるい}するとき、どちらかに分類^{ぶんるい}する必要^{ひつよう}は

かなら^{かなら}必ずしもないのではないか。分類^{ぶんるい}は必要^{ひつよう}であるが、両方^{りょうほう}の性質^{せいしつ}を持っ

ているものもあるのではないか。

(石渡会長^{いしわたかいちょう}) 分け方^{わ かつ}としては、差別的取扱い^{さべつてきとりあつか}と合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}の区分^{くわ}けは必要^{ひつよう}で

あるが、どちらかに分類^{ぶんるい}できないものもあるという意見^{いけん}であった。

そろそろまとめ^{じかん}をしないといけない時間^{じかん}である。

(事務局^{じむきょく}) 本日の議論^{ほんじつ}を元^{もと}に分類^{ぶんるい}の表^{ひょう}を修正^{しゅうせい}し、会長^{かいちょう}、副会長^{ふくかいちょう}にご確^{かく}

認^{にん}いた^{うえ}だ^{かく}いた^{いん}上^おで、各^{しゅうせい}委^{てん}員^いにお^い送^{げん}り^んし、修^{しゅうせい}正^{てん}す^いべ^いき^{げん}点^んにつ^いてご^い意^{げん}見^んを
いた^じだ^{かい}き、次^{けんとうぶかい}回^{かくてい}の^{ぎょうせい}検^き討^{かん}部^じ会^{ぎょうしや}で^い確^い定^{がい}し^{たい}たい。行^{ぎょうせい}政^き機^{かん}関^じ、事^じ業^{ぎょうしや}者^い、そ^いれ^{がい}以^{がい}外^{がい}
に^わ分^いけ^いる^いこ^いとは^い異^い論^いの^いな^いい^ろん^いと^いこ^いろ^いと^い思^{おも}わ^れれ、応^{おう}募^ぼ事^じ例^{れい}も^い千^{せん}数^{すう}百^{ひやく}件^{けん}あ^るの^い
で、ご^{かく}確^{かく}認^{にん}いた^かだ^{てい}く^ぶん^るい^いさ^ひぎ^{ょう}う^みと^おお^み過^み程^とで^お分^み類^との^お表^おの^お見^お通^おし^がが^おお^むね^た立^たった^と時^と点^とで^き
事^じ例^{れい}の^ぶ分^ぶ類^る作^ぎ業^{ょう}は^す進^{すす}め^てい^きたい^おと^お思^{おも}う。

(石^い渡^し会^わ長^{ちやう}) そ^いれ^では、本^{ほん}日^{じつ}の^ぎ議^ぎ論^{ろん}を^{せい}も^とに^{せい}理^りし^た分^ぶ類^るの^{あん}案^{あん}を^{かく}各^{かく}委^{いん}員^ごに^ご後^ご
日^{じつ}ご^{かく}確^{かく}認^{にん}いた^かだ^{てい}く^ぶん^るい^いさ^ひぎ^{ょう}う^しり^{ょう}と^したい。資^し料^{りょう} 4^この^じ27^ぐ個^{たい}の^き事^ぶ例^{れい}を^ぶ具^ぶ体^{たい}的^{てき}に^ぶ分^ぶ類^るし^て
み^るこ^とに^つい^ては^じ次^{かい}回^もに^こ持^もち^こ越^こす^こと^とす^る。

3 その他 (連絡事項等)

(石^い渡^し会^わ長^{ちやう}) 事^じ務^む局^{きょく}か^ら連^{れん}絡^{らく}事^じ項^{こう}等^{とう}を^ねお^ねが^いし^{たい}。

(事^じ務^む局^{きょく}) そ^いれ^では、次^し第^{だい}の^ほそ^かの^た他^{てん}で^つあ^るが、3^{てん}点^つお^つ伝^たえ^する。

1^{てん}点^め目^めで^ある^が、本^{ほん}日^{じつ}、参^{さん}考^{こう}資^し料^{りょう} 2^がと^して^に2^が月^に24^に日^に策^{さく}定^{てい}さ^れた^く国^{くに}の^き
基^き本^{ほん}方^か針^{しん}を^くお^く配^{ぱい}り^{した}。両^{りょう}面^{めん}1^{まい}枚^{まい}の^{よう}要^{やく}約^{やく}版^{ばん}も^{さく}作^{せい}成^{せい}し、添^{てん}付^ぷし^たの^でご^{かく}確^{かく}
認^{にん}いた^だき^{たい}。

2^{てん}点^め目^めは、外^{がい}務^む省^{しやう}作^{さく}成^{せい}の^{しょう}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}権^{けん}利^り条^{じょう}約^{やく}の^{ぼん}パン^ふフレ^れット^とに^つい^てで^て
あ^る。本^{ほん}日^{じつ}お^く配^{ぱい}り^{した}が、神^{かん}崎^{さき}委^{いん}員^{いん}に^は、後^{のち}ほ^ど点^{てん}字^じ版^{ばん}、音^{おん}声^{せい}版^{ばん}の^{あく}アクセ^せ
ス^す先^{さき}を^つお^つ伝^たえ^する。

3^{てん}点^め目^めは、次^じ回^{かい}の^{だい}第^{だい}5^{かい}回^{かい}検^{けん}討^{たう}部^ぶ会^{かい}の^{かい}開^{かい}催^{さい}予^よ定^{てい}で^ある^が、5^が月^に14^に日^に(^{もく}木^く)

午^ご前^{ぜん}10^じ時^しか^らの^よ予^よ定^{てい}で、会^{かい}場^{じやう}は^み未^み定^{てい}で^ある。追^おっ^てご^ご連^{れん}絡^{らく}を^させ^てい^た

	<p>だきたい。</p>
<p>しりょう 資料</p> <p>•</p> <p>とつきじこう 特記事項</p>	<p>しりょう 資料1 じれいぼしゅう じっしけつか がつ にちげんざい 事例募集の実施結果について（2月28日現在）</p> <p>しりょう 資料2 よ じれい ぶんるい 寄せられた事例の分類について</p> <p>だい かいけんどう ぶかい だ おも いけん －第3回検討部会 で出された主な意見－</p> <p>しりょう 資料3 けんどうようぶんるい あん 検討用分類（案）</p> <p>しりょう 資料4 しょうがいしゃさべつ う おも じれい てきせつ はいりよ こま じれい 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例</p> <p>いちぶ ぼつすい など（一部抜粋）</p> <p>しりょう 資料5 こんご けんどう じこう かくにん 今後の検討事項（確認）</p> <p>さんこうしりょう 参考資料1 おおばいいんていきょうしりょう 大羽委員提供資料</p> <p>さんこうしりょう 参考資料2 しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針</p>